

木曾岬町農業委員会総会会議録

令和2年1月6日

木曾岬町農業委員会

木曾岬町農業委員会会議録

令和2年1月6日午後7時00分に、木曾岬町農業委員会総会は木曾岬町庁舎会議室に召集された。

1. 委員会の定数は次のとおりである。

9名(欠員0名)

2. 出席委員は次のとおりである。

1番	岡村	昇
2番	平松	和憲
3番	伊藤	正人
4番	花井	豊彦
5番	山田	徳仁
6番	藤井	保之
7番	岡村	なつ枝
8番	大橋	光則
9番	丹村	巧

3. 欠席委員は次のとおりである。

なし

4. 会議議案に意見を述べるため、会議に出席した推進委員は次のとおりである。

白木	齊
佐藤	義博
伊藤	敏則
伊藤	浩二

5. 会議議案説明のため、会議に出席した者は次のとおりである。

事務員	平松	孝浩
事務員	多賀	達人

6. 会議の書記は次のとおりである。

事務局長	平松	孝浩
------	----	----

7. 会議の議案は次のとおりである。

議案第1号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
議案第2号	農用地利用集積計画について

8. 傍聴者は次のとおりである。

なし

9. 会議

会議内容は次のとおりである。

(開会の挨拶)

議長 本日は、農業委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様には公私何かとお忙しい中、ご出席を頂きましてありがとうございます。
只今より、木曾岬町農業委員会を開催いたします。
本日の欠席委員は、ございません。
よって出席委員は、農業委員9名、推進委員4名です。本日の会議が成立します事をお伝えいたします。

(書記の指名)

議長 次に、書記の指名を行います。
書記には、平松 事務局長 を指名したいと思います。異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 それでは、平松 事務局長 よろしくお願ひ致します。

議長 只今より会議に入ります。各議案につきまして、よろしくご審議の程お願ひ申し上げます。

(午後7時00分 開会)

議長 農業委員会会議規則第13条の規定により、出席委員さんの中から議事録署名者を2名、選出することになっておりますことから、本日の議事録署名者として、大橋光則委員、岡村なつ枝委員にお願ひ致します。

ご兩名の方、よろしくお願ひ致します。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

議案第2号 農用地利用集積計画について

以上の2議案を上程致します。

只今上程した議案の内容について、事務局の説明を求めます

事務局

総会事項書に基づき説明をさせていただきます。

まず、事項書2ページの「議案第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」説明をさせていただきます。本件につきましては、届出件数は1件、田で■筆、■㎡です。

本件で転用しようとする土地につきましては、市街化区域内農地であることから当農業委員会として届出を受理するかどうかの判断となります。

3ページの番号1番について、賃貸人は■で賃借

人は[]です。隣接地の状況は、東が水路で、南北は宅地、西側が町道となり、雨水排水の計画は、新設する側溝及び集水桝により排水する計画とされています。

以上1番につきまして、書類審査及び現地調査の結果、法令要件を満たしていると判断されます。

次に、事項書の4ページ「議案第2号 農用地利用集積計画について」についてですが、利用権の設定に係るもの貸付人2戸、借受人1戸の、筆数が[]筆で、面積は[]㎡です。

6ページの農用地利用集積計画から、整理番号1番ですが、利用権の設定を受ける者は[]、利用権の設定を行う者が[]で、地目は田の面積が[]㎡の[]筆、利用権等の存続期間、設定期間は[]年間、作物は水稲の新規の賃借権となります。利用権設定の各筆の詳細は、資料の7ページとなり、詳細中借賃の支払方法は10アールあたり[]kgの物納となります。

次に農用地利用集積計画の整理番号2番ですが、利用権の設定を受ける者は[]、利用権の設定を行う者が[]で、地目は田の面積が[]㎡の[]筆、利用権等の存続期間、設定期間は[]年間、作物は水稲の再設定の賃借権となります。利用権設定の各筆の詳細は、資料の8ページとなり、詳細中借賃の支払方法は10アールあたり[]kgの物納となります。

以上1番から2番につきまして、書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。只今から申請・届出書類を回覧させていただきます。回覧が終わりますまで、暫時休憩とさせていただきます。十分な審査、ご確認を賜りますようお願いいたします。

[休会 午後 7時5分]
(申請書回覧)

議 長

それでは、申請・届出書類の回覧が終わりましたので、休憩を解きまして会議を再開いたします。

[開会 午後 7時10分]

議 長

「議案第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」の「1番」につきまして、届出地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。

はじめに推進委員の「伊藤敏則委員」をお願いします。

伊藤敏則

市街化区域ですし、特に問題ないと思います。

議 長

ありがとうございました。

次に農業委員の「花井豊彦委員」のご意見ををお願いします。

花井豊彦

私も伊藤推進委員と同じ市街化区域ですし、問題ないと思います。

議 長

ありがとうございました。

ただいま担当推進委員及び農業委員にご意見をいただきましたので、他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

会 長

市街化区域ですし、特に問題はないと思いますが、届出地の前面道路は通学路にもなっているので車の積込等の作業は路上駐車することないよう敷地内でやってもらいたいと思います。

議 長

それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「議案第2号 農用地利用集積計画について」の「1番」から「2番」につきまして、委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

(他に意見等なし)

議 長

それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

それでは採決に入ります。「議案第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」の「1番」につきまして、受理することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

ありがとうございました。

挙手全員により、「1番」については、受理することにします。

続きまして、「議案第2号 農用地利用集積計画について」、原案に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

ありがとうございました。
挙手全員により、「議案第2号 農用地利用集積計画について」は、原案どおり可決決定致します。

議 長

これをもちまして、本日の議題の審議は全て終了致しました。
長時間にわたりご審議いただきまして誠にありがとうございました。
これをもちまして農業委員会総会を閉じさせていただきます。

(午後7時15分 閉会)

会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は

正確であることを証するためにここに署名する。

令和2年 月 日

木曾岬町農業委員会 会長

木曾岬町農業委員会 委員

木曾岬町農業委員会 委員